

様式 2 - 1

建設発生土の受入利用者絞込評価基準及び利用調整事項

1 評価基準

項 目	基 準	配 点
許可等の取得	必須	—
受入時期と搬出時期とのマッチング	必須	—
運搬距離 (実走行距離)	10 km以下	5
	20 km以下	3
	20 kmを超える	1
	受入側が運搬を行う	15
受 入 量	搬出側発生土量以上	3
民間工事請負者決定	契約締結済み	10
周辺道路の整備状況	運搬経路は、10 t ダンプでの運搬が可能である。	3
受入地付近の安全管理	交通整理員設置 1名以上	1
合 計		最大32

下記のいずれかであり、加えて共通要件 1) ~ 4) のすべてを満たすこと

- ・島根県の入札参加資格保有者であり、申請期間中に指名停止の処分を受けていない事業者。
- ・島根県から砕石法または砂利採取法の認可を受けた事業者、もしくはそれを構成員とする団体。
- ・「島根県土地利用対策要綱」（昭和 60 年 4 月 1 日島根県告示第 330 号、以下「県土地要綱」という。）第 2 条第 1 項（1）に該当し、第 6 条に規定する開発協議を行い、第 8 条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可等を得た、又は許可を得ることが確実な工事の事業者。
- ・市町村が設置する調整会議を経て、必要な許可等を得た、又は許可を得ることが確実な工事の事業者。
- ・発生土の受入について、書面で土地所有者等権利者の同意を得ていること。

共通要件

- 1) 県税の滞納がないこと。
- 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3) 会社更生法、民事再生法の対象者でないこと。

- 4) 引き取った発生土を県内で利用すること。
- 5) 確約書（様式3-2）を提出し、内容を遵守すること。

2. 利用調整事項

雲南県土整備事務所の事業担当課と被選定者が、次の（1）から（5）につき、確認・調整を行う。

（1）搬出工事現場確認

搬出工事現地にて、土質・性状を確認するとともに、土質試験結果、土壌分析結果等を確認する。

建設発生土を受入側で運搬する場合、搬出工事周辺状況及び運搬経路を確認する。

（2）利用者受入地確認

利用者受入地にて、地盤状況を確認するとともに、周辺状況及び運搬経路を確認する。

（3）仮置き場の確認

仮置き場を利用する場合は、建設発生土を適正に管理できる体制が整備されているかを確認する。適正に管理できる体制は、次をいう。

- ① 建設発生土利用者が、自らで管理している。
- ② 仮置き場に搬入された建設発生土の土量を管理している。
- ③ 建設発生土を搬出工事ごとに堆積し、他工事の発生土と仕切りや空間の確保により混ざらないように管理をしている。

（4）建設発生土利用の具体的スケジュール調整・確認

搬出工期、受入工期及び運搬経路・距離・時間・回転数（日運搬量）を詳細に検討し、利用期間、全体土量、日最大運搬土量を確認する。

（5）作業・費用・責任分担確認

利用調整に必要な作業をリストアップし、搬出工事、利用者受入地それぞれの作業分担を確認する。

特に、土質・性状が事前確認時と異なった場合の対応、施工後に搬入土土質に問題が生じた場合の対応についても双方協議により確認しておく事が望ましい。